

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和4年度）

住 所 山口県宇部市大字善和203番地90

事業者名 宇部市交通局
 代表者名（役職名及び氏名）
 宇部市交通事業管理者 大谷唯輝

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・ノンステップバスを3台導入	ノンステップバスを2台導入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行情報提供 (表示及び車内外音声案内)	・適切な車内外の音声案内を向上させるため、市民モニターからのご意見を活用し、運転士を指導した。	同左

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの運行便の掲載	・ノンステップバスを利用したい乗客のために、運行便をバス停等の時刻表に掲載した。	同左

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充及び情報ディスプレイの設置	・人工音声としている車内放送の次バス停案内のイントネーションを調整し、聞き取り易くした。 ・運行状況を表示するディスプレイを1基設置した。	・車内の運賃表示器を全て液晶タイプに更新した。 ・運行状況を表示するディスプレイを1基設置した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する報告書の提出	・全運転士を対象に、乗降客の特性に応じた安全運行に関する報告書を提出させた。	同左

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内での広報活動	令和3年度に車内に掲示した障害者のバス利用に関するポスター掲示を継続し、必要な情報の周知を図った。	障害者団体等から寄せられた、障害者のバス利用に関するポスターを車内に掲示することで、必要な情報の周知を図った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・宇部市のバリアフリー化マスタープランの策定協議会に参加した。 ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取組の改善に活用した。 ・一般の利用者にモニターとして乗車してもらい、運転士の接遇の報告を受け、運転士にフィードバックした。

(3) 報告書の公表方法

当局ウェブサイトにて公開する。

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	63	53	37	16	0	0	0	10	7	0	0	3	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	63	53	40	13	0	0	0	10	7	0	0	3	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。